路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百九十号　山陽小野田市新生三丁目一五一三番一から同市日の出二丁目一五一五番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇部市大字西岐波字本郷二七三八番四から同市大字西岐波字山村二七七二番一まで	前	一九・二〇～二三・〇〇メートル	〇・〇九〇〇キロメートル
	後	二一・〇〇～二九・八〇〇〇メートル	〇・〇九〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百九十一号　長門市仙崎字堤尻二九五番一から同市仙崎字網田三四九番三まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月三十一日

○中国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇部市大字瓜生野字上下ノ原五二七番一から同市大字瓜生野字下河内四九一番一まで	前	一一・五〇～二〇・六〇メートル	〇・一五八〇キロメートル
	後	一一・五〇～二八・〇〇メートル	〇・一五八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二号及び九号　宇部市大字瓜生野字上下ノ原五二七番一から同市大字瓜生野字下河内四九一番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜字古海口一〇九九番五から同町大字若桜字ヲドリ橋一一四九番一まで	前	一一・六〇～二五・一〇メートル	〇・〇五〇〇キロメートル
	後	一一・六〇～二五・二〇メートル	〇・〇五〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十九号　鳥取県八頭郡若桜町大字若桜字古海口一〇九九番五から同町大字若桜字ヲドリ橋一一四九番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月三十一日

長門市仙崎字堤尻二九五番一から同市仙崎字網田三六三番三まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長門市仙崎字堤尻二九五番一から同市仙崎字網田三六三番三まで	前	一二・〇〇～二一・〇〇メートル	〇・四六〇〇キロメートル
	後	一四・〇〇～三一・〇〇メートル	〇・四六〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇部市大字西岐波字本郷二七三八番四から同市大字西岐波字山村二七七二番一まで	前	一九・二〇～二三・〇〇メートル	〇・〇九〇〇キロメートル
	後	二一・〇〇～二九・八〇〇〇メートル	〇・〇九〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇部市大字瓜生野字上下ノ原五二七番一から同市大字瓜生野字下河内四九一番一まで	前	一一・五〇～二〇・六〇メートル	〇・一五八〇キロメートル
	後	一一・五〇～二八・〇〇メートル	〇・一五八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇部市大字瓜生野字上下ノ原五二七番一から同市大字瓜生野字下河内四九一番一まで	前	一一・五〇～二〇・六〇メートル	〇・一五八〇キロメートル
	後	一一・五〇～二八・〇〇メートル	〇・一五八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜字古海口一〇九九番五から同町大字若桜字ヲドリ橋一一四九番一まで	前	一一・六〇～二五・一〇メートル	〇・〇五〇〇キロメートル
	後	一一・六〇～二五・二〇メートル	〇・〇五〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十九号　鳥取県八頭郡若桜町大字若桜字古海口一〇九九番五から同町大字若桜字ヲドリ橋一一四九番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月三十一日